

国際日本文化研究センター外部評価委員会委員にかかる
旅費支給の特例に関する申合せ

（趣旨）

第 1 この申合せは、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）が日本国外から招へいする国際日本文化研究センター外部評価委員会（以下「委員会」という。）委員にかかる旅費支給の特例について必要な事項を定めるものとする。

（支給の特例の対象となる者）

第 2 支給の特例となる対象者は、センターが日本国外から招へいした委員会委員とする。

（支給の特例の対象となる旅費の種類）

第 3 支給の特例の対象となる旅費の種類は、復路の航空賃とする。

（旅費支給の特例）

第 4 センターの委員会開催日の翌日から 3 日までの間、委員会委員から申し出があれば、事前に日程表を所長が確認の上、許可した場合に限り、日本国内での滞在を認め、復路の航空賃を支給することができる。ただし、滞在期間中の宿泊費及び日当については支給しないものとする。なお、上記の滞在期間中に他機関等の業務に従事した場合、復路の航空賃を支払わないものとする。

（その他）

第 5 この申合せに定めるもののほか、日本国外から招へいする委員会委員にかかる旅費支給の特例に関する必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この申合せは、令和元（2019）年 10 月 25 日から適用する。